

第 17 編 農用地造成編

第 1 章 農用地造成

第 1 節 適 用

1. 適用工種

本章は、農用地造成工事の基盤工、畑面工、道路工及び防災施設工その他これに類する工種について適用するものとする。

2. 適用規定（1）

構造物撤去工、仮設工は、第 3 編第 2 章第 9 節構造物撤去工、第 10 節仮設工の規定による。

3. 適用規定（2）

本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**、以下の基準類及び第 1 編から第 3 編に掲げる適用すべき諸基準による。また、この諸基準は、最新版を適用する。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

農林水産省 土地改良事業標準設計 第 10 編 農地造成 （平成元年 1 月）

第 3 節 一般事項

1. 発注者が確保する工事用地等

受注者は、工事着手前に発注者が確保している工事用地等について、監督職員の立会いの上、用地境界、使用条件等の**確認**を行わなければならない。

なお、工事施工上、境界杭が支障となり紛失等のおそれのある場合については、控杭を設置しなければならない。

2. 検測、又は確認

受注者は、**設計図書**に示す作業段階において**検測**、又は**確認**を受けなければならない。

3. 事前準備

受注者は、農用地造成工の施工に先立ち、極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たって、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態にするものとする。

4. 施工順序

受注者は、工事内容により施工工程を検討の上、分割ブロック、防災施設の施工計画、仮設工事の施工計画、主要機械の搬入搬出計画、関連工事との工程調整等を考慮し、施工方法、施工順序を決定しなければならない。

第 4 節 基盤工

17-1-4-1 一般事項

本節は、基盤工として、暗渠排水工、造成土工、整形仕上げ工、法面排水工、法

止工、作業残土処理工、その他これらに類する工種について定める。

17-1-4-2 暗渠排水工

1. 暗渠排水

受注者は、基盤造成着手前に谷部及び湧水部について、**設計図書**に示す暗渠排水を施工しなければならない。

2. 追加施工箇所処理

受注者は、現地確認の結果、**設計図書**に示す暗渠排水の計画以外の箇所において、暗渠排水の必要があると認められるとき、監督職員に**報告**し、その処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。

17-1-4-3 造成土工

1. 刈払い工

- (1) 受注者は、造成土工の施工に先立ち、造成地区の外周境界を旗等により表示し、監督職員の**確認**を受けなければならない。
- (2) 受注者は、造成地区内の不用な稚樹、灌木、笹、雑草等を刈払機、チェーンソー等により刈払いしなければならない。
- (3) 受注者は、刈払い作業にあたり、造成地区境界線より内部へ所定の幅で防火帯を設け、防火帯内の稚樹、灌木、笹、雑草等を地際より刈払い、枝条類とともに区域内に集積しなければならない。

2. 伐開物処理工

受注者は、集積した伐開物を関係法令により、適切に処理するものとし、できる限り再生利用を図らなければならない。

また、その処分方法について事前に監督職員と**協議**しなければならない。

3. 抜根、排根工

- (1) 受注者は、根ぶるい、反転等により樹根の付着土を極力脱落させなければならない。
- (2) 受注者は、抜根跡地について、沈下の生じない程度に埋戻しを行い、周辺の地盤とともにできるだけ平らに均すようにしなければならない。
- (3) 受注者は、排根作業にあたり、表土の持ち去りを極力少なくするよう注意しなければならない。
- (4) 抜根及び排根の集積場所並びに処理方法は**設計図書**によるものとする。

なお、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

4. 基盤整地

- (1) 受注者は、基盤整地の仕上がり標高について、**設計図書**を目標として施工しなければならない。ただし、切土標高については指定標高とする。
- (2) 受注者は、盛土部の施工において、第1編 1-2-3-3 盛土工 2. 盛土の滑動防止の段切り等により現地盤になじみ良く施工しなければならない。
- (3) 受注者は、造成面に中だるみがないよう施工しなければならない。
- (4) 受注者は、盛土法面から水平距離 5m の範囲について、一層の仕上がり厚さ 30cm 程度となるよう特に注意し、締固めなければならない。
- (5) 受注者は、基盤造成中に次の事項が生じた場合、監督職員と**協議**の上、処理しなければならない。
 - 1) 岩盤、又は転石等が出現した場合
 - 2) 耕土として、不適当な土質が出現した場合
 - 3) 多量の湧水が出現した場合

17-1-4-4 整形仕上げ工

1. 適用規定

整形仕上げ工の施工については、第 1 編 1-2-3-5 法面整形工の規定によるものとする。

2. 法勾配

切土法面及び盛土法面の法勾配については**設計図書**によるものとし、法面に切土法面及び盛土法面が混在する場合は、原則として盛土法面に合わせなければならない。

17-1-4-5 法面排水工

受注者は、切土法面及び盛土法面の小段には降雨等による法面浸食防止のため、**設計図書**に基づき鉄筋コンクリート二次製品水路等を設置しなければならない。

17-1-4-6 法止工

1. 適用規定

床堀の施工については、第 3 編 3-2-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）の規定によるものとする。

2. じゃかご、ふとんかご

じゃかご及びふとんかごの施工については、第 3 編 3-2-14-7 かご工の規定によるものとする。

17-1-4-7 作業残土処理工

作業残土の処理については、第 1 編 1-2-3-7 残土処理工の規定によるものとする。

第 5 節 法面工

17-1-5-1 一般事項

本節は、法面工として、植生工、吹付工、その他これらに類する工種について定める。

17-1-5-2 植生工

植生工の施工については、第 3 編 3-2-14-2 植生工の規定によるものとする。

17-1-5-3 吹付工

吹付工の施工については、第 3 編 3-2-14-3 吹付工の規定によるものとする。

第 6 節 畑面工

17-1-6-1 一般事項

本節は、畑面工として、畑面工、畑面保全工、畑面暗渠排水工、その他これらに類する工種について定める。

17-1-6-2 畑面工

1. 雑物及び石礫除去

- (1) 受注者は、耕起と同一範囲について、雑物及び石礫除去を行わなければならない。
- (2) 受注者は、耕起作業の前後及び碎土作業の後、表面に現れた石礫を取り除かななければならない。
- (3) 受注者は、根株、木片、枝葉等を、耕作に支障のない程度に除去しなければならない。
- (4) 雑物及び石礫の処理方法は**設計図書**によるものとする。

なお、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

2. 耕起

- (1) 受注者は、耕起にあたり、造成面の乾燥状態を把握の上、十分に耕起し得る状態で行わなければならない。
- (2) 受注者は、耕起にあたり、**設計図書**に示す耕起深を確保するため、しわよせ、かく拌、又は反転を行わなければならない。
- (3) 受注者は、ほ場の隅及び耕起機械の方向転換箇所等に、不耕起箇所が生じないように注意して施工しなければならない。

3. 土壌改良材の散布

- (1) 受注者は、使用する土壌改良資材が肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）に基づく場合、監督職員に保証票を**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、所定量を均等に散布するように留意しなければならない。
なお、土壌改良資材の 1ha 当たりの使用量は、**設計図書**によるものとする。
- (3) 受注者は、土壌改良資材を 2 種類以上同時散布する場合、極力均等に散布できるよう層状、交互に積込みを行い施工しなければならない。
- (4) 受注者は、強風で資材が飛散するような場合、施工してはならない。
- (5) 受注者は、資材の保管にあたり、変質しないよう十分湿気等に注意しなければならない。

4. 砕土

- (1) 受注者は、砕土にあたり、耕土が適切な水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合を図らなければならない。
- (2) 受注者は、ほ場の隅及び砕土機械の方向転換箇所等に、不砕土箇所が生じないように注意して施工しなければならない。
- (3) 砕土作業においては、耕土の極端な移動があってはならない。

17-1-6-3 畑面保全工

造成後の降雨等によるほ場面の浸食防止のため、承水路を**設計図書**に示す位置に等高線とほぼ平行に設置しなければならない。

17-1-6-4 畑面暗渠排水工

1. 適用規定

畑面の暗渠排水等の施工については、第 16 編第 5 章暗渠排水の規定によるものとする。

2. 補水渠

受注者は、**設計図書**に基づき、造成地区外背後山地からの浸透水を遮断、補足する補水渠を設置するものとする。

第 7 節 道路工

17-1-7-1 一般事項

本節は、道路工として、掘削工、盛土工、路体盛土工、路床盛土工、整形仕上げ工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、砂利舗装工、その他これらに類する工種について定める。

17-1-7-2 掘削工

掘削工の施工については、第 1 編 1-2-4-2 掘削工の規定によるものとする。

17-1-7-3 盛土工

盛土工の施工については、第 1 編 1-2-3-3 盛土工の規定によるものとする。

17-1-7-4 路体盛土工

路体盛土工の施工については、第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工の規定によるものとする。

17-1-7-5 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第 1 編 1-2-4-4 路床盛土工の規定によるものとする。

17-1-7-6 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、第 1 編 1-2-4-5 法面整形工の規定によるものとする。

17-1-7-7 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第 3 編 3-2-6-5 舗装準備工の規定によるものとする。

17-1-7-8 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

17-1-7-9 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第 3 編 3-2-6-12 コンクリート舗装工の規定によるものとする。

17-1-7-10 砂利舗装工

1. 路面仕上げ

受注者は、路面仕上げにあたり、中央部を高くし必ず横断勾配を付けなければならない。なお、横断勾配は**設計図書**によるものとする。

2. 敷砂利

受注者は、敷砂利の施工にあたり、敷厚が均一になるように仕上げなければならない。

第 8 節 排水路工

17-1-8-1 排水路工

排水路工の施工については、第 16 編第 2 章第 4 節排水路工の規定に準じるものとする。

第 9 節 ほ場内沈砂池工

17-1-9-1 ほ場内沈砂池工

1. 沈砂池の設置

受注者は、**設計図書**に示す位置に沈砂池を設置しなければならない。

なお、この沈砂池は工事完了までに埋戻さなければならない。

2. 法面整形

沈砂池の法面整形については、第 1 編 1-2-3-5 法面整形工の規定によるものとする。

3. じゃかご、ふとんかご

護岸に使用するふとんかご及びじゃかごの施工については、第 3 編 3-2-14-7 かご工の規定によるものとする。

4. 建設副産物

受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第 1 編 1-1-1-20 建設副産物の規定によるものとする。

第 10 節 防災施設工

17-1-10-1 一般事項

本節は、防災施設工として、作業土工、ほ場外沈砂池工、洪水調整池工、植生工、洪水吐工、放流工、その他これらに類する工種について定める。

17-1-10-2 作業土工

作業土工の施工については、第3編 3-2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。

17-1-10-3 ほ場外沈砂池工

1. 沈砂池の設置

受注者は、基盤造成中の降雨等により土砂が地区外に流出することを防止するため、**設計図書**に示す位置に地区外沈砂池を設置しなければならない。

なお、この沈砂池は工事期間中、受注者の責任において善良な管理を行わなければならない。

2. 法面整形

沈砂池の法面整形については、第1編 1-2-3-5 法面整形工の規定によるものとする。

3. じゃかご、ふとんかご

護岸に使用するふとんかご及びじゃかごの施工については、第3編 3-2-14-7 かご工の規定によるものとする。

17-1-10-4 洪水調整池工

1. 調整池の設置

受注者は、基盤造成中の降雨等により土砂及び汚濁水が地区外に流出することを防止するため、**設計図書**に示す位置に洪水を調整する機能を備えた調整池を設置しなければならない。

また、工事施工中は、受注者の責任において善良な管理を行わなければならない。

2. 堤体盛土

堤体盛土の施工については、**設計図書**によるものとする。

3. 法面整形

洪水調整池の法面整形については、第1編 1-2-3-5 法面整形工の規定によるものとする。

4. じゃかご、ふとんかご

護岸に使用するふとんかご及びじゃかごの施工については、第3編 3-2-14-7 かご工の規定によるものとする。

17-1-10-5 植生工

植生工の施工については、第3編 3-2-14-2 植生工の規定によるものとする。

17-1-10-6 洪水吐工

洪水吐工の施工については、**設計図書**によるものとする。

17-1-10-7 放流工

放流工の施工については、以下によるものとする。

- (1) 基礎工の施工については、第3編 3-2-4 基礎工の規定によるものとする。
- (2) コンクリート、鉄筋工、型枠工の施工については、第1編 1-3 無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (3) 足場の施工については、第3編 3-2-10-23 足場工の規定によるものとする。